

土地改良区が携わる主なパターンとそのメリット

○地域の実情に応じた取り組みやすい方法で、まずは連携を検討してみませんか？

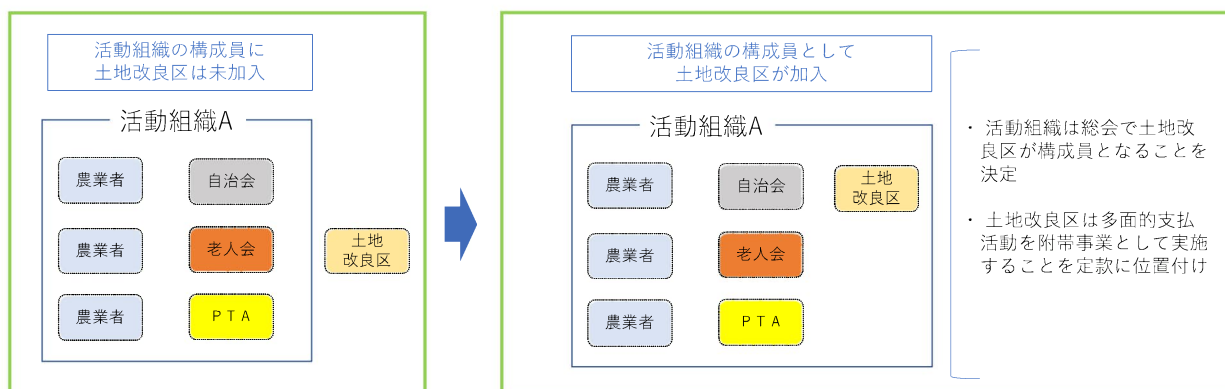
土地改良区と活動組織との連携の方法には、下表に示すように、いくつかのパターンがあります。

連携の目的は、土地改良区と活動組織の双方が、お互いに無理なく活動をやりやすくしていくことです。どのパターンが正解というわけではなく、地域の実情や、双方の意向を踏まえて、選択・対応していくべきと考えられます。

(1) パターン1（土地改良区が活動組織の構成員となる）

連携パターン	メリット	その他
パターン1 土地改良区が活動組織の構成員となる	活動組織の総会や普段の活動に、土地改良区の役職員が参画することになります。その過程で、土地改良区と活動組織の間で相互の情報共有を図ることができます。	土地改良区が構成員になるだけでは、活動組織の事務の軽減には直接的につながりません。しかし、まずは連携の第一歩であり、その後のステップアップの基礎になると考えられます。

(イメージ)



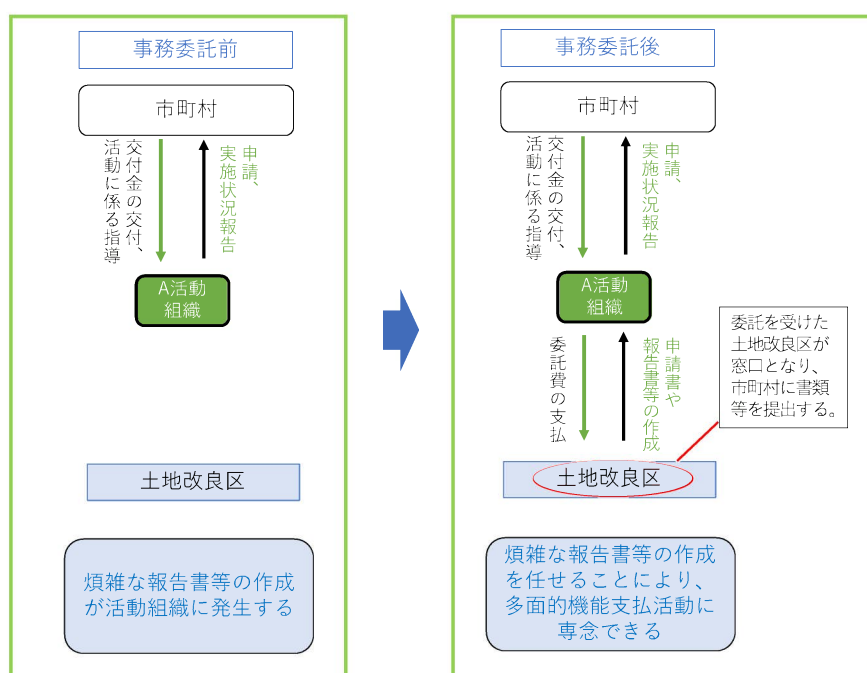
(2) パターン2 (土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する)

連携パターン	メリット	その他
パターン2 土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する	土地改良区も活動組織も組織としては特段の手續を要しません(ただし、活動組織が日当支払に係る処理をすることは必要です。)	比較的手軽と考えられますが、組織間の連携ではなく、いわば属人的な対応(≒アルバイト)であるため、制度的な安定性に欠けます。

(3) パターン3 (土地改良区が活動組織の事務を受託する)

連携パターン	メリット	その他
パターン3 土地改良区が活動組織の事務を受託する	活動組織の事務労力が安定的に軽減できます。土地改良区としても、受託料としての収入を得て安定的に事務を行うことができます。	土地改良区と活動組織の連携の基本形と言えます。受委託契約を結ぶ過程で、委託内容や金額等について、相互に必要な調整を経ることになるので、安定性があります。また、当該事務を土地改良区の附帯事業として定款に位置付ける必要があります。

(イメージ)



※ 土地改良区は活動組織の構成員となる必要がある

(4) パターン4 (活動組織が広域化し、広域協定の事務を受託する)

連携パターン	メリット	その他
<p>パターン4 活動組織が広域化し、広域協定の事務を受託する</p>	<p>上記パターン3のメリットに加えて、活動組織が広域化することで、広域化によるメリット（予算や物資の融通や一括購入による経費節減等）を得ることができます。</p> <p>また、広域化することで、組織の単位を超えた地域一体での活動が可能になり、事業に関する情報交換・情報共有ができるようになります。</p>	<p>上記パターン3と概ね同様ですが、事務局機能のどこまでを委託するか否かなど対応は地域ごとにさまざまです。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域協定の事務を土地改良区が基本的に全て受託するケース ②広域協定の事務の一部を土地改良区が受託するケース ③更に広域協定の事務局を土地改良区の庁舎内に置いて、土地改良区は一部の事務を受託するとともに、それ以外にも（契約上には表れない）様々なサポートをしているケース <p>などがあります。</p>

(イメージ)

